

議案第51号

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員特殊勤務手当支給条例（平成17年多可町条例第49号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員特殊勤務手当支給条例（平成17年多可町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1項及び」を「第2項に規定する1類感染症、同条第3項に規定する2類感染症、同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項に規定する新感染症又は」に改め、同条第2項中「100円」を「300円」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症等防疫作業手当の特例）

- 4 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる診療所又は宿泊施設その他これらに準じる場所として町長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に関わる作業であって町長が指定するものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 5 前項に規定する作業に従事した場合における感染症等防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準じる作業として町長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多可町職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

多可町職員特殊勤務手当支給条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第3条 感染症等防疫作業手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき<u>100円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第3条 感染症等防疫作業手当は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する1類感染症、同条第3項に規定する2類感染症、同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項に規定する<u>新感染症又は検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜伝染病の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき<u>300円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症等防疫作業手当の特例)</p> <p>4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる診療所又は宿泊施設その他これらに準じる場所として町長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に関わる作業であって町長が指定するものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する作業に従事した場合における感染症等防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準じる作業として町長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。</u></p>